

現在お持ちの健康保険証は  
令和7年12月1日が有効期限となります。

12月2日以降に医療機関・薬局を受診(受付)する際は、  
マイナ保険証か資格確認書をご利用願います。

Q. 資格確認書はどうしたらもらえるの？

A. マイナ保険証をお持ちでない方へは、本組合から11月中旬にお送りします。  
(申請は不要です。)

Q. マイナ保険証には、記号・番号等の資格情報は記載されていないけど…？

A. マイナ保険証をお持ちの方へは、従来の保険証と同様の資格情報が記載された  
「資格情報のお知らせ」を11月中旬にお送りします。

なお、「資格情報のお知らせ」は、医療機関等でネットワークエラーが発生した際や、  
機器の不具合等でオンライン資格確認ができないとき、窓口で提示を求められる場合が  
ありますので、マイナ保険証と一緒に保管する等、紛失しないようご留意願います。

Q. 70歳～74歳の方に交付されていた『高齢受給者証』はどうなるの？

A. マイナ保険証をお持ちでない方へはこれまで同様交付しますので、12月2日以降は  
「資格確認書」と「高齢受給者証」で受付してください。

また、マイナ保険証をお持ちの方は「高齢受給者証」の提示は不要ですので、マイナ  
保険証で受付してください。

なお、医療機関等でオンライン資格確認ができないとき、窓口で「資格情報のお知らせ」  
の提示を求められる場合がありますので、マイナ保険証と一緒に保管する等、紛失し  
ないようご留意願います。

Q. 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の有効期限は？

A. 「資格確認書」の有効期限は最大5年間です。

令和7年12月1日現在ご加入の方へは、令和12年12月1日まで有効な「資格確認  
書」を発行し、以降5年ごとの更新となります。

なお、12月2日以降にご加入される方へも、最初に発行する「資格確認書」の有効期  
限は令和12年12月1日までとなります。

「資格情報のお知らせ」には有効期限はございません。

ただし、満75歳を迎えた方は後期高齢者医療制度へ移行となります。

また、住所・氏名の変更や、70歳以上の方が所得の増減によって「負担割合」が変更  
となる場合は、新たな「資格情報のお知らせ」を発行いたします。

※住所・氏名の変更等、異動の際はこれまで同様届書の提出が必要です。